

○議事日程

令和5年5月8日(月曜日)午前10時00分開議

- (1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 報告第1号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

○出席委員(17名)

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君
10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君	

○欠席委員(2名)

16番 長尾 始 君 19番 田下 喜代 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局主幹 渡邊 昌彦 君 農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君 農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局主幹(渡邊 昌彦 君)

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

○農業委員会事務局主幹(渡邊 昌彦 君)

続きまして、本日の出欠状況の報告をさせていただきます。欠席委員は16番 長尾委員、19番 田下委員の2人ですのでご報告をさせていただきます。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、過半数の委員さんの出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。13番 永田委員、18番 日置委員のお二人をお願いします。これより、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。
議案は、1ページになります。

1番の案件

位置図は1ページになります。

申請地は関市消防団富野分団から西に600mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆合計 2,908㎡。

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は居住地が遠方であり、農地の管理が困難なため譲渡したいというもの。
譲受人は耕作地を購入し、農業経営に努めたいというものでございます。

2番の案件

位置図は2ページと3ページになります。

申請地は関市役所から東に500m程に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2,363㎡。
中池から南に600mから1km程に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3筆 3,718㎡。
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 809㎡
中池から東に750m程に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 6筆 2,918㎡
11筆合計 9,808㎡

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は老齡につき、所有するすべての農地を譲受人の長男に贈与するというもの。
譲受人は譲渡人の父から申し出を受け、農地を受贈するというものでございます。

3番の案件

議案は2ページになります。

位置図は4ページになります。

申請地は小屋名公民センターから南に140m程に位置する
登記・現況地目 畑 7筆 347.93㎡
登記地目 山林、現況地目 畑 148㎡

登記地目 宅地、現況地目 畑 2筆 738.36㎡

10筆合計 1,234.29㎡

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は市外に在住しており、農地の管理が困難になったというもの。

譲受人は空き家の購入と同時に農地を購入し、営農していきたいというものでございます。

こちらの申請についても営農計画書が提出されております。下限面積の撤廃以前は空き家付き農地の申請がされていましたが、下限面積が無くなったことで申請が不要になり3条の申請が提出されております。

4番の案件

議案は3ページになります。

位置図は5ページになります。

申請地は板取門原集会場から東に70m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 520㎡

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は相続により取得したが、遠方に住んでおり、維持管理が困難なため譲り渡したいというもの。

譲受人は農業経営を拡大したいというものでございます。

5番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は道の駅むげ川から北に250m程に位置する

登記・現況地目 畑 207㎡

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は高齢になり耕作が困難になったため売り渡したいというもの。

譲受人は農業経営を拡大し生活の安定を図るというものでございます

全ての申請地について4月13日に現地を確認したところ、農地であることを確認しております。

以上、所有権移転に関するもの5件につきましてご審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。それではご審議いただく前に、1番から5番の案件について、ご意見をいただきたいと思っております。1番の案件につきまして、山田委員さんをお願いします。

○3番(山田 彰 君)

2筆とも土地改良後の1種農地です。1筆については前から耕作されています。もう1筆については荒廃地を譲り受けて、開墾といいますか、田にして作物を育てられるように、田の形態になりました。取水、排水も圃場整備後ですので完備しておりますし、農地の出入りも農道からできますので問題ありません。それから営農計画ですが、所有者は大型の農機具はありませんが、リースで借りて作っておりますので、営農計画の耕作の状況も実際にやっておりますので、問題ないと思っております。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。2番の案件について伊藤委員さんをお願いします。

○6番(伊藤 均 君)

特に問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

はい。では3番の案件について、永田委員さんをお願いします。

○13番(永田 千春 君)

特にありません。

○議長(野村 茂 君)

4番の案件について、日置委員さんご意見はありますか。

○18番(日置 香 君)

問題はないのですが、この地域ですが、戸数がたくさんあるように見えますが、半分ほどしか住んでみえないと思います。この写真の申請地ですが、周り全部が農業をしている人がほとんどいない状況で、この〇〇さんが草刈りなど、この地域の大部分を管理してもらっています。〇〇さんは育ての親ということで全く問題はないのですが、農業経営の拡大ということはとても難しいと思います。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。5番の案件について、本日田下委員さんにご欠席ですが、問題ないということでした。他の委員さんで議案第1号でご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

質疑もないようですので、これより採決に移ります。議案第1号について許可することに意義のない方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

全員挙手をいただきましたので、議案第1号の5件について許可することとします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、4ページになります。

1番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は北島公民館から北に40m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地、2筆 361㎡

農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般個人住宅 庭です。

申請人は、一般個人住宅用庭として利用したいというものです。

4月13日に現地を確認したところ、平成8年頃に空き家状態になり農地性を失っており、経緯書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、1件についてご審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。担当地区の永田委員さんより、ご意見を頂きたいと思います。

○13番(永田 千春 君)

事務局の説明のとおりで、問題はありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。他にご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

無いようですので、これより採決します。議案第2号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

全員挙手のため、議案第2号の1件について原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、5ページからになります。

1番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は富岡小学校から東に160m程に位置する

登記・現況地目 畑、5筆 1850㎡

登記地目 雑種地、現況地目 畑、3筆 49.32㎡ 8筆合計 1,899.32㎡

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、宅地分譲でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、申請地周辺は住宅化が進んでおり、自社の建築事業に最適な申請地で事業を行いたいというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件

議案は6ページ、位置図は、9ページになります。

申請地は、関市消防団富野分団から西に600m程に位置する

登記地目 田、現況地目 山林 519㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と判断します。

転用の目的は植林です。

譲渡人は、遠方に暮らしており、申請地の維持管理も出来ないため売却して手放したいというものです。

譲受人は、譲渡人の要望に応えるというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、昭和40年頃から植林されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は10 ページになります。

申請地は巾公民センターから西に160m程に位置する

登記・現況地目 田 2筆 1381㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は宅地分譲です。

譲渡人は相続により本申請地を取得したが、維持管理していくことが困難な為売却したいというもの
譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を住宅用の宅地として造成、分譲、販売したいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りとしております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は関高等学校から西に270m程に位置する

登記・現況地目 田 2筆 1037㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は分譲住宅です。

譲渡人は譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は申請地の近隣に住宅及び公共施設があり、建売分譲地にしたいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件

議案は7ページ、位置図は12ページになります。

申請地は倉知小学校から南に200m程に位置する

登記・現況地目 畑 359㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅です。

贈与者は息子が住宅を建てるため申請地を贈与するというもの。

受贈者は現在、賃貸の集合住宅に住んでいるが、将来の為に住宅を建築したいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件

位置図は13 ページになります。

申請地は下有知小学校から東に220m程に位置する

登記・現況地目 田 2筆 604㎡。

農地の区分は水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅です。

使用貸人は使用借人の申出により、申請地を貸すことにしたというもの。

使用借人は現在、アパート住まいで、家族が増え住居が手狭になった為、申請地を借り受け住宅を建築するというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は小瀬南公民センターから西に130m程に位置する

登記地目 田、現況地目 畑 1334㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は土木工事業重機置場です。

譲渡人は譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は本申請地の近隣に事務所があり、本申請地を買い受けて重機置場として利用したいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件

議案は8ページ、位置図は15ページになります。

申請地は小瀬南公民センターから南西に440m程に位置する

登記・現況地目 田、4筆 2058㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は建築工事業資材置場です。

譲渡人は高齢になり、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えたというもの。

譲受人は建築資材の高騰が止まらないので、多くの資材を確保しておくため、新たな資材置場を確保したいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は東海北陸自動車道 関サービスエリアから北に270m程に位置する

登記・現況地目 畑 293㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は宅地分譲です。

譲渡人は高齢の為、申請地を維持管理していくことが困難になったというもの。

譲受人は不動産業を営んでおり、本申請地を住宅用の宅地として造成、分譲、販売したいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件

議案は9ページ、位置図は17ページになります。

申請地は広見下水処理場から南東に250m程に位置する

登記・現況地目 畑 221㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と判断します。

転用の目的は貸駐車場です。

譲渡人は高齢になり耕作が困難になっているところ、譲受人から売却してほしいとの要望に応えるというもの。

譲受人はグループ会社である、株式会社〇〇の従業員駐車場が不足している為、駐車場を確保してほしいとの依頼があったため、申請地を購入し、貸駐車場としたいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は西部保育園から南に100m程に位置する

登記・現況地目 畑 2筆 763 m²。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に医療施設と教育施設があるため第3種農地と判断します。

転用の目的は分譲住宅です。

譲渡人は譲受人の申し出に応えるというもの。

譲受人は静かな環境であり、個人住宅の需要が見込まれるため、建売住宅3棟を分譲したいというものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。ご審議をいただく前にまずは第1地区担当の安田委員さん、山田委員さん、1番と2番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。安田委員さんお願いします。

○1番(安田 美雄 君)

1番の案件ですが、特に問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。山田委員さんお願いします。

○3番(山田 彰 君)

特に問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。

次に第2地区の現場確認をしていただいた、井上委員さん、玉田委員さん、山田タツエ委員さんからご意見を頂きたいと思っております。井上委員さんからお願いします。

○4番(井上 正隆 君)

特に問題ありません。

○8番(玉田 和久 君)

問題ありません。

○9番(山田 タツエ 君)

問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。第1地区、第2地区についてご意見をいただきましたが、他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

無いようですので、次に第3地区の現場確認をされた、足立委員さん、青山委員さん、永田委員さんからご意見を頂きたいと思っておりますので、7番～11番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○11番(足立 昌人 君)

7番ですが、現在、〇〇会社が156号線の南側に重機の展示場のようなことをされており、その店舗拡大の形で、国道と山に挟まれた、細長い土地で、畑はやっていますが、申請されたとおりに使われていくということで、おそらく事業を延長されると思います。これについては、ほかに該当するような、隣接する土地がないので問題ないと思います。

8番については、この前も申請でございましたが、不動産業をやってみえる会社の資材置場ということで、住宅に挟まれているところで、市道のような道路から山までの間で、ここは沼田のようなところで、両側には住宅が建ってまして、ここだけ残っており、やはり両側の住宅に敷地を確保していただき、自分のところに流れた水を上手に排水してもらい、また資材を置かれるということで、排水に問題がなければ良いかと思えます。

9番は、前回、前々回に申請がでておりました、〇〇会社の隣で、〇〇会社が駐車場の拡大ということで、その隣が道を挟んだ会社の資材置場で、最後に残った部分は半分に既設の住宅があり、付け根に鉄塔が建っており、その下は耕作している方がみえまして、その反対側の北側は公園になっており挟まれておまして、両側が市道が通っており、排水もありますのでこのまま分譲住宅にされても問題はありませぬ。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。続いて青山委員さんお願いします。

○12番(青山 雅紀 君)

10番の案件ですが、問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。永田委員さんお願いします。

○13番(永田 千春 君)

11番の案件ですが、問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。他の委員さんでご意見はございますか。安田委員さんどうぞ。

○1番(安田 美雄 君)

事務局にお尋ねしますが、3番と9番の案件の会社ですが、過去の分譲住宅で補正があるということで保留ということでしたが、解決したということでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

〇〇会社ですが、過去の案件について、完了報告を出してもらっており、関市内で事業をしているところはすべて把握しております。資金についても問題はないと判断し受付をしております。

○1番(安田 美雄 君)

分かりました。それと4番の案件ですが、会社が農家住宅を建てるという申請ですが、会社が農家住宅を建てるということがよくわからないので説明をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

失礼しました。一般個人住宅が正しいので議案の訂正をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

他にご意見、ご質問はある方は挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

無いようですので、これより採決します。議案第3号の11件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

全員挙手のため、議案第3号の11件つきましては原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

次に、報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを報告します。

議案は、10ページになります。

行政書士等から山林化されている農地などの現況を確認し、非農地判断をして欲しいと依頼のあった土地について、農業委員会事務局にて現場確認を行いました。

その結果雑木等が生え、山林化された土地について農地台帳から削除するというものでございます。議案の現況地目がすでに山林・原野となっておりますが、この地目は、税務課のデータを引用しており、税務課においても現況が山林化されていると確認しているものであります。

地区は小野地区 2筆 です。

以上 1件を報告させていただきます。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございました。事務局お願いします。

○農業委員会事務局主幹(渡邊 昌彦 君)

次第の3番その他に移ります。事務局から4点ほど説明させていただきます。

1つ目に地域計画についてですが、昨年11月に農業会議の担当者をお招きしまして、地域計画のご説明をさせていただきました。皆様にご協力をお願いしていますが、データの更新や設定のほうで時間を要しており、皆さんの任期中に準備ができていない状況です。7月から新たに就任される農業委員さんの皆さんに地域計画のほうは進めていきたいと考えております。地域計画がないと国の補助メニューが使えなくなるということで、令和7年の3月末までには作らないというものになりますので、8月以降に事務局で準備が整い次第、進めていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

2つ目に農地利用状況調査についてですが農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様の調査のおかげをもちまして、調査完了致しましたこととお礼申し上げます。回答状況により、個別訪問を行っていただく予定でありましたが、対象件数が予定より少なかったため、事務局において個別対応といただきましたことをご報告させていただきます。

3つ目の懇親会についてですが、委員の皆様におかれましては、7月7日が今任期、最後の総会となる予定です。つきましては、7月7日の総会は午後開会とし、総会終了後、関観光ホテルで懇親会を予定しております。詳細が決まり次第、改めてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最後の4つ目ですが、次回の農業委員会総会は、令和5年6月7日(水)午前10時より関市役所 6階 大会議室を予定しております。以上になります。

○職務代理(玉田 和久 君)

ありがとうございました。我々農業委員としての任期もあと2か月足らずとなり、総会も残り2回となりました。7月に懇親会の計画の話もありましたが、最初で最後の行事になるかと思えます。皆様のご出席をお願いいたします。以上を持ちまして農業委員会総会を終了いたします。

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

_____ (印)

13番

_____ (印)

18番

_____ (印)